

大型補助金がスタート！！

先進的窓リノベ2026

今年是非住宅建築も対象！！

対象となる“非住宅建築物”

追加

第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域に
建設することを認められている建築物

建物の用途や規模に条件あり

第一種低層住居専用地域

低層住宅のための地域。
小規模なお店や事務所を兼ねた住宅や、小中学校などが建てられる。

第二種低層住居専用地域

主に低層住宅のための地域。
小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられる。



◎どこに建っていてもOK

13種類の用途地域(都市計画法)

第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域
商業地域	準工業地域	工業地域
工業用地域		

第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域に建っていないでもOK

住宅		100万円/戸
非住宅建築物	240㎡以下	100万円/棟
	240㎡を超える	1,000万円/棟

⚠ 令和7年11月28日以降に、住宅から非住宅建築物へ建物用途の変更をおこなったものは住宅として扱います。

⚠ 混在する場合は、それぞれについて申請が必要であり、上限額もそれぞれに適用されます。

対象となる建築物の用途や規模

種類	事例
兼用住宅	事務所や店舗を兼ねた住宅
店舗※	独立店舗（床面積150㎡以下・2階以下）
学校	幼稚園、小学校、中学校、高校
医療・福祉	保育所、老人ホーム、診療所
公共・その他	交番、神社・寺院、図書館

⚠ 店舗の種類

- ①日用品販売店舗②喫茶店、美容院、クリーニング店等
- ③建具屋、自転車店、家庭電気器具店等④パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等
- ⑤学習塾、囲碁教室等※③④は作業場の床面積50㎡以内

対象外の建築物の例

種類	事例
事務所	事務所
店舗	商業施設（床面積150㎡超）
学校	大学、専門学校
医療・福祉	病院（20床以上）、福祉センター（600㎡超）
宿泊	ホテル、旅館
工場・倉庫	工場、倉庫



事務所は対象外ですが、**事務所を兼ねた住宅は対象**です。

病院（20床以上）は対象外ですが、**診療所（19床以下）は対象**です。



「先進的窓リノベ2026事業」
の詳細はこちら！



お問い合わせ、ご用命は